

東京都福祉サービス第三者評価における新型コロナウイルス
感染症防止に係る事業所訪問の際の注意事項

令和2年6月26日発（2財情第506号 別紙）

1 訪問前

（1）以下に当てはまる評価者については、訪問を控える。

- ア 感染が拡大している国・地域等への渡航歴（一カ月以内）がある方
- イ 訪問当日までの2週間以内に、発熱や咳などの体調不良が生じた方
- ウ 感染した場合に重症化するリスクが高いと不安を覚える方

（2）訪問について、事業所の意向の確認や、調査方法の調整等を十分に行う。

（3）訪問する評価者等人員は、評価手法を遵守しつつ、必要最小限とする。

なお、評価チームの編成は、評価者の意向を確認した上で行う。

（4）対応いただく事業所職員については、必要最小限の人数をお願いする。

2 訪問当日

（1）訪問予定の評価者全員に対して検温を行う等の体調確認を行う。体調に異変、不調を感じる評価者は訪問を止める。

（2）利用者と評価者又は事業所職員と評価者の間隔を2m（最低1m）以上空ける。

（3）調査等を行う部屋では、可能な限り、窓を開け換気する。

（4）会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。

（5）評価者等は常にマスクを着用する。

（6）消毒備品等を持参し、こまめに手洗いや手指消毒を行う。

（7）訪問調査の現場確認の一環として、利用者と同じ部屋で食事をとることは行わない。

（8）体調に異変、不調を感じる評価者は途中退出する。

（9）発症したときのため、誰が誰とどこで会ったかを記録しておく。